

令和 6 年度 税制改正 要望事項 ( **新設** ・ 拡充 ・ 延長 )

(厚生労働省障害保健福祉部企画課)

項目名	障害者総合支援法の改正等に伴う税制上の所要の措置						
税目	所得税、消費税、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法						
要望の内容	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項の規定により、特別児童扶養手当の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる」とされている。</p> <p>同条の委任を受けた特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「施行令」という。）第 13 条第 4 号により、市町村長は特別児童扶養手当証書の交付に関する事務を行うこととされ、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号。以下「施行規則」という。）第 17 条第 1 項の規定により、特別児童扶養手当証書は、特別児童扶養手当の支給を受けることができる者に交付することとされている。</p> <p>「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）において、「特別児童扶養手当証書（施行令 13 条 4 項）については、必要性や廃止した場合の支障に関する地方公共団体への調査結果を踏まえつつ、廃止する方向で検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和 5 年 10 月までに必要な措置を講ずる。」こととされた。</p> <p>分権提案を踏まえ、地方自治体に対して証書の廃止について実態調査を行った結果、「必要ない。」、「どちらかと言えば必要ない。」という意見が 8 割以上を占めた。</p> <p>分権提案と調査結果を踏まえ、特別児童扶養手当証書を廃止することとする予定であることを踏まえ、特別児童扶養手当証書を身分証として規定している、以下の関係法令について所要の措置を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 18 条の 12 第 4 項</li> <li>・ 消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）第 15 条の 4 第 1 項</li> <li>・ 所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）第 81 条の 6 第 2 項</li> <li>・ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成 9 年大蔵省令第 96 号）第 4 条第 2 項</li> <li>・ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和 44 年大蔵省・自治省令第 1 号）第 16 条の 4 第 2 項</li> </ul>						
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>( — 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>( — 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	( — 百万円)	(改正増減収額)	( — 百万円)
平年度の減収見込額	— 百万円						
(制度自体の減収額)	( — 百万円)						
(改正増減収額)	( — 百万円)						

新設・拡充又は延長を必	<p>(1) 政策目的 特別児童扶養手当証書の交付に関する事務について、証書を廃止することで、当該事務に係る地方自治体の負担軽減を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、(1)の政策目的に沿うよう、施行令及び施行規則の改正手続を進めており、合わせて、税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			—
租税特別措置の適用又は延長期間			—
同上の期間中の達成目標			—
政策目標の達成状況			—
有効性		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	—

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	